

## サービス利用料金表【3割負担の方】

適用期間：令和8年4月1日～

多床室		(月額)				
区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)/日 …… ①	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
	看護体制加算(Ⅰ)□/日 …… ②	4 単位				
	看護体制加算(Ⅱ)□/日 …… ③	8 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□/日 …… ④	13 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)/日 …… ⑤	36 単位				
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月 …… ⑥	40 単位				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月 …… ⑦	10 単位				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月 …… ⑧	90 単位				
	小計/月 …… ⑨=(①～⑤)×30+⑥+⑦+⑧	19,640 単位	21,740 単位	23,930 単位	26,030 単位	28,100 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)/月 …… ⑩=⑨×0.14	2,750 単位	3,044 単位	3,350 単位	3,644 単位	3,934 単位
合計/月 …… A=⑨+⑩	22,390 単位	24,784 単位	27,280 単位	29,674 単位	32,034 単位	
介護サービス費用/月 …… B=A×10.27	229,945 円	254,531 円	280,165 円	304,751 円	328,989 円	
うち介護保険から給付される額 …… C=B×0.7	160,961 円	178,171 円	196,115 円	213,325 円	230,292 円	
自己負担額 …… D=B-C	68,984 円	76,360 円	84,050 円	91,426 円	98,697 円	
居住費/月 …… E	27,450 円 ( 915 円/日)					
食 費/月 …… F	49,500 円 ( 1,650 円/日)					
基本利用料/月 …… D+E+F	145,934 円	153,310 円	161,000 円	168,376 円	175,647 円	

ユニット型個室		(月額)				
区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単 位 数	介護福祉施設サービス費(Ⅱ)/日 …… ①	670 単位	740 単位	815 単位	886 単位	955 単位
	看護体制加算(Ⅰ)□/日 …… ②	4 単位				
	看護体制加算(Ⅱ)□/日 …… ③	8 単位				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□/日 …… ④	18 単位				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)/日 …… ⑤	46 単位				
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月 …… ⑥	40 単位				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月 …… ⑦	10 単位				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月 …… ⑧	90 単位				
	小計/月 …… ⑨=(①～⑤)×30+⑥+⑦+⑧	22,520 単位	24,620 単位	26,870 単位	29,000 単位	31,070 単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)/月 …… ⑩=⑨×0.14	3,153 単位	3,447 単位	3,762 単位	4,060 単位	4,350 単位
合計/月 …… A=⑨+⑩	25,673 単位	28,067 単位	30,632 単位	33,060 単位	35,420 単位	
介護サービス費用/月 …… B=A×10.27	263,661 円	288,248 円	314,590 円	339,526 円	363,763 円	
うち介護保険から給付される額 …… C=B×0.7	184,562 円	201,773 円	220,213 円	237,668 円	254,634 円	
自己負担額 …… D=B-C	79,099 円	86,475 円	94,377 円	101,858 円	109,129 円	
居住費/月 …… E	61,980 円 ( 2,066 円/日)					
食 費/月 …… F	49,500 円 ( 1,650 円/日)					
基本利用料/月 …… D+E+F	190,579 円	197,955 円	205,857 円	213,338 円	220,609 円	

注1) 月額、30日分の金額です。

注2) 該当するご利用者には、次の単位数が小計に加算されます。

初期加算：30単位/日、外泊時費用：246単位/日、療養食加算：6単位/回（1日3回限度）

看取り介護加算：死亡日45日前～31日前：72単位/日、死亡日30日前～4日前：144単位/日、死亡日前々日：680単位/日、

死亡日前日：680単位/日、死亡日：1,280単位/日

注3) 日常生活継続支援加算は、算定月の前6ヶ月又は12ヶ月における新規入所者のうち、要介護4、5の方が7割以上の場合に算定します。

なお、7割未満となった場合は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 22単位/日を算定します。

注4) 小数点以下の端数処理について、単位数の算定の際は「四捨五入」、算定された単位数から金額に換算する際は「切り捨て」を行います。